

# 知的障害のある人の障害基礎年金Q & A

## 1 障害基礎年金とは

障害基礎年金は、国民年金に加入している間にかかった病気やケガだけでなく、子どもの頃の病気やケガがもとで一定以上の障害が残った人にも支払われます。受けられる年金には1級と2級があり、障害の程度によって決められます。

障害基礎年金の支給は20歳からなので、20歳の誕生日の半年ぐらい前から、市(区)役所・町役場の国民年金の窓口、お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」などに行ってお相談ください。



## 2 障害基礎年金Q & A

Q1 療育手帳を持っていますが、20歳になれば自動的に障害基礎年金はもらえるのですか？

療育手帳(知的障害)を有している人は、子どものころからの障害なので、20歳になると同時に障害基礎年金を受け取ることができますが、療育手帳と障害基礎年金とは別の制度なので、障害基礎年金についての手続きをしないと支給されません。

障害基礎年金については、20歳の誕生日の半年ぐらい前から、お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」などに行ってお相談ください(20歳を過ぎても手続きは可能です。)

Q2 療育手帳は持っていますが、26歳になって初めて障害基礎年金のことを知りました。20歳を超えて障害基礎年金の手続きする場合は、①国民年金の保険料が納付済であること、②初診の受診証明が必要だと聞きましたが、本当ですか？

療育手帳を有している人は、「20歳前障害」となるため、20歳を超えて手続きをする場合でも、国民年金の保険料の納付の有無は問いません。通常、初診日は生まれた日となるため受診証明は不要です。また、20歳を超えてから療育手帳を取得した人も同様の取扱いになります。いずれにしても、お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」などに行ってお相談ください。

※ 以下、Q3～Q9につきましても、詳しくは、お近くの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」などでお相談ください。

Q3 療育手帳の障害程度が軽度(B2)の人やIQが50を超えている人は、障害基礎年金は支給されないと聞きましたが、本当ですか？

障害基礎年金は、療育手帳とは違った観点から審査されます。障害基礎年金の知的障害の認定にあたっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断することになっています。

したがって、障害基礎年金は、療育手帳の障害程度が軽度(B2)という事実だけで支給されないことはありません。また、IQだけが認定基準になっているわけではありません。



Q4 働いている人は障害基礎年金を受給できないと聞きましたが、本当ですか？

通常、障害者雇用枠で一般就労をしている人でも、職場で一定の援助や配慮のもとで働いていますので、障害基礎年金の日常生活能力等の判定にあたっては、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容などを十分確認したうえで判断することになっています。

したがって、働いている事実だけで支給されないことはありません。

Q5 所得制限について、説明してください。

本人に一定額以上の年間所得があるときは、支給停止や減額になる場合もあります。所得制限の限度額は、本人が扶養している親族の数によって違います。

なお、扶養義務者の所得による制限はありません。

Q6 診断書を書いてもらう医師は、どのように選べばよいのでしょうか？

障害基礎年金の手続きを行うにあたり、最も重要なものとして「診断書」と「病歴・就労状況等申立書」の2つの書類があげられます。

特に、医師が作成する「診断書」は、同じ症状であっても、その記載する内容によっては、障害基礎年金受給の可否や障害等級に差が生じる場合もあります。

かかりつけの医師がいない場合は、知的障害について理解があり、本人の日常生活について、詳しく・丁寧に聞いて「診断書」を記載してくれる医師を選ぶことが必要です。

また、知的障害について理解のある医療ソーシャルワーカーがいる病院・診療所も一つの判断材料になるかもしれません。



Q7 障害基礎年金の対象になると国民年金の保険料の支払いが免除されると聞きましたが、本当ですか？

障害基礎年金の対象となると、月々の国民年金の保険料の支払いは免除されます。  
なお、障害基礎年金の対象とならなくても、収入が少ない場合には保険料が免除されることもありますので、市(区)役所または町役場にある国民年金の窓口などで相談してください。

Q8 障害基礎年金不支給の決定がありました。この決定に不服がある場合はどうすればよいのですか？

通常、障害基礎年金の申請後3か月程度したら、日本年金機構から決定通知書が送付されます。

この決定内容に不服がある場合は、その通知書が届いた日から60日以内に、地方厚生局の「社会保険審査官」あてに行政不服審査請求をすることができます。さらに、この行政不服審査請求の裁決内容にも不服がある場合は、その裁決書謄本が届いた日から60日以内に、厚生労働省内に設置された「社会保険審査会」に再審査請求をすることができます。

なお、この行政不服審査の請求（行政不服申立て）を経ずに裁判所へ処分取消訴訟を提起することはできません。



Q9 療育手帳の障害程度が変更になりましたが、それに伴って、年金の等級が変わったり、支給されなくなることがありますか？

障害基礎年金の認定時に、障害程度に変更が生じそうな人については、2～3年ごとに診断書の提出を求め、障害の程度が見直されることになっています。その結果、障害の程度が軽くなったと判断されたときは、等級が変わったり、支給されなくなることがあります。

しかし、療育手帳と障害基礎年金とは別の制度なので、療育手帳の障害程度の変更と障害基礎年金の等級とは連動していません。障害の程度が重くなったと思われるときは、診断書を再提出して、障害基礎年金の等級の改定請求をすることができます。

Q10 障害基礎年金や給料・工賃などの金銭管理に不安があるのですが、どのようにすればいいのですか？

受け取った障害基礎年金や給料・工賃などは、計画的に使う必要があります。

金銭管理に不安がある人には、成年後見制度や社会福祉協議会の金銭管理サービスなどを利用することもできます。

### 3 公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会・個別相談

#### (1) 相談内容

当育成会の知的障害者相談員が、週2回、障害基礎年金のほか、障害福祉サービスや就労支援などの相談を個別にお受けしています。

#### (2) 相談場所

公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会 事務局内  
 (〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内5F)

#### (3) ご予約

電話で相談日時をご予約ください。 電話番号は**078-242-4644**です。



### 4 参考 (年金事務所・街角の年金相談センター)

名称	郵便番号	住所	電話番号
三宮 年金事務所	650-0033	神戸市中央区江戸町93 3・4階	078-332-5793
東灘 年金事務所	658-0053	神戸市東灘区住吉宮町1-11-17	078-811-8475
兵庫 年金事務所	652-0898	神戸市兵庫区駅前通1-3-1	078-577-0294
須磨 年金事務所	654-0047	神戸市須磨区磯馴町4-2-12	078-731-4797
尼崎 年金事務所	660-0892	尼崎市東難波町2-17-55	06-6482-4591
西宮 年金事務所	663-8567	西宮市津門大塚町8-26	0798-33-2944
明石 年金事務所	673-8512	明石市鷹匠町12-12	078-912-4983
加古川 年金事務所	675-0031	加古川市加古川町北在家2602	079-427-4740
姫路 年金事務所	670-0947	姫路市北条1-250	079-224-6382
豊岡 年金事務所	668-0021	豊岡市泉町4-20	0796-22-0948

名称	郵便番号	住所	電話番号
街角の年金相談センター 北須磨	654-0154	神戸市須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル7階	078-795-3455
街角の年金相談センター 尼崎	661-0012	尼崎市南塚口町2-1-2-208 塚口さんさんタウン2番館2階	06-6424-2884
街角の年金相談センター 西宮(オフィス)	663-8035	西宮市北口町 1-2 アクタ西宮東館 1階	0798-61-3731
街角の年金相談センター 姫路	670-0961	姫路市南畝町2-53 ネオフィス姫路南1階	079-221-5127

#### 【作成】

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内5F

公益財団法人 兵庫県手をつなぐ育成会 TEL 078-242-4644

